

〔事案 28-77〕 契約無効請求

・平成 29 年 11 月 30 日 和解成立

※本事案の申立人は、〔事案 28-74〕 および〔事案 28-75〕の各申立人の子である。

＜事案の概要＞

払済保険にしても満期まで据え置けば保険料は全額返ってくるとの誤った説明を受けたこと等を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

相続対策のため、銀行を募集代理店として平成 26 年 12 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、元本保証であることを募集人に何度も確認しており、そのように認識して契約した。
- (2) 募集人から、相続発生により贈与が停止され、保険料の支払いを停止したとしても（払済保険）、掛け金を満期まで据え置けば、全額返ってくるとの誤った説明を受けて、そのように誤信して契約した。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人に対して、本契約について元本が保証される、あるいは、保険料の支払いを停止したとしても、払済保険として掛け金を満期まで据え置けば、掛け金は全額返ってくるなどの説明をした事実はない。
- (2) 申立人は、契約書の契約者欄に署名・押印をしており、ご契約のしおりの受領印も押印している。意向確認書についても、申立人が確認欄にチェックをしたうえで、契約者自署欄に自署している。
- (3) 申立人の親は、契約に際して、「保険であれば無駄遣い防止になる」「名義預金として贈与を否定されなくて済む」などと述べていた。
- (4) 募集人が申立人の親に対して、贈与者死亡後の保険料は一般的に相続財産から支払う場合が多い旨の説明をしたところ、申立人の親は「それであれば払える」との趣旨の回答をしたので、募集人は、途中で保険料が支払われなくなることはないと理解した。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の親および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から誤った説明を受け、誤信して契約したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が、本契約の募集時に、本契約について主に説明を受け、本契約締結の判断についても申立人から一任されていた申立人の親に、適切な説明ができていたかは疑問があり、申立人に誤解が生じた可能性が否定できない。
- (2) 本契約が申立人のニーズに合致しているかにつき、相続税対策に関する効果も踏まえて、

募集人と申立人の親の間で十分な話し合いがなされていたとは言えず、そのことが本件紛争を引き起こす原因となった面は否定できない。